

藤沢市議会委員会条例の一部改正について
藤沢市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

平成27年3月19日提出

| | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|
| 議会議員 | 竹 | 村 | 雅 | 夫 | |
| | 同 | 桜 | 井 | 直 | 人 |
| | 同 | 浜 | 元 | 輝 | 喜 |
| | 同 | 柳 | 田 | 秀 | 憲 |
| | 同 | 武 | 藤 | 正 | 人 |
| | 同 | 塚 | 本 | 昌 | 紀 |
| | 同 | 宮 | 戸 | | 光 |
| | 同 | 吉 | 田 | 淳 | 基 |

藤沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

藤沢市議会委員会条例（平成15年藤沢市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第20条中「教育委員会の委員」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され教育委員会の制度が改正されることに伴い、所要の改正をする必要による。